

2021年 4月 26日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



次回団体交渉開催について（10）

当労組本年4月19日付「次回団体交渉開催について（9）」に対しても貴社は無視され、何らご回答下さいませんでした。結果として団体交渉は行われず、貴社は、当労組の再三の要求にもかかわらず団交拒否を繰り返されております。

当労組が提案している議題は、いずれも緊急性を要するものであり、且つ、日常業務遂行についても極めて急を要する重要事項であります。いったい貴社は会社業務運営について、どうされるおつもりなのか、各セクションの従業員の皆さんがどんなに困惑しているのか、ご承知なのかどうか、理解に苦しむところです。

団体交渉拒否をいつまで続けるおつもりなのでしょうか？。

一方で貴社は、当労組が掲揚している幟旗や横断幕を「妨害物」と称して排除を求めて裁判所に仮処分申立を行っておられます。申し上げるまでもないことですが、当労組2020年12月23日付「争議通告書」2項「争議を行う日時」には、「2021年1月7日（木）以降、次回団体交渉開催まで」と明記しており、団体交渉さえ開催されれば幟旗や横断幕は撤去されるのであり、上記仮処分申立の、貴社の真意が理解できません。

いずれに致しましても、団体交渉拒否が不当労働行為であることは明瞭であり、断固抗議するものであります。

改めて下記日程での団体交渉開催を強く要求致します。

尚、これまで貴社はただの一度も、「業務Gr.」なる部署が当労組と貴社との窓口として対応されるという、貴社代表者名による正式なご連絡をいただいております。加えて当労組

がその必要を認めてもない「業務G r . 」なる部署からの連絡は貴社正式文書とはなり得ません。何度も申し上げている通り、貴社ご回答やご連絡、当労組への対応はオハラ樹脂工業株式会社代表取締役である尾原社長の責任と権限で為されるよう重ねて申し上げます。

記

開催日時

第一希望日：2021年5月11日（火）

第二希望日：2021年5月12日（水）

第三希望日：2021年5月13日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

議題

- （1）2020年12月21日開催の団体交渉議題で結論に至らなかった賃金引き上げ要求についての継続協議。
- （2）「年末一時金要求」の件。
- （3）貴社2020年12月22日付「減給処分通知書」の件。
- （4）貴社「業務G」の必要性について。
- （5）当労組2019年12月16日付「労働条件に関する要求書」3項「適正な人員配置についての要求」に記載した①乃至⑨の部署への必要人員の配置の件。
- （6）当労組本年4月19日付「品質保証に関する要求書『416494-10050』」について
- （7）当面の時間外労働対応と、36協定締結について。

以 上